

会議名	平成25年度 第2回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成25年11月29日(金) 午後2時00分～4時20分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委員) 松岡会長職務代理者 池田委員 大杉委員 近藤委員 柴田委員 吉田委員 (事務局) 岩本広報課長 波戸瀬広報課主幹 玉井主任 脇本主事 (傍聴者) 1名 (欠席委員) 市川会長 西垣委員
1	開会
2	本日の手順について(事務局) (1) 「戸籍謄本等の不正取得にかかる本人告知事業」における個人情報の取扱いについて(審議事項) (2) 「防犯カメラ設置」における個人情報の取扱いについて(審議事項)
3	審議事項 「戸籍謄本等の不正取得にかかる本人告知事業」における個人情報の取扱いについて (1) 概要説明(事務局) 事務局より、資料に沿って、諮問理由等の審議事項の概要説明を行った。 (2) 説明(実施機関) 実施機関より、資料に沿って、戸籍謄本等の不正取得に係る本人告知事業における個人情報の取扱いについて説明が行われた。 (3) 質疑応答 (会長職務代理者) 実施機関からの説明について、何か質問はあるか。3ページの4番には不正取得の蓋然性が高い職務上請求書の事例が3例記載されているが、今回の諮問で対象となるのは、不正取得の蓋然性が高い職務上請求に限るのか。それとも、資格のない個人が、他人の戸籍を勝手に、あるいは委任状を偽造して取得したような場合も含むと考えているのか。 (実施機関) 個人が大量に不正取得することはあまり想定できないため、今回の対象は職務上請求に限定している。 本市では34ページの京都府の対応案を引用している。これは、職務上請求書の偽造により住民票の写し等が不正に取得された愛知県事案に対する対応案で、他の市町村もこれを引用して要領を改正している。本人告知制度の導入時は、こうした大量の不正取得案件は想定しておらず、刑が確定した場合についてのみの対応としており、現行の要領では対応できないので、今回の改正を考えている。 (委員) 4ページのフロー図で、発行団体に照会するとなっていることから、職務上請求に限定した改正及び対応ということである。3ページの5、6番だが、両方とも

(2)で実施予定団体が山城地区管内15市町村で検討中とあるが、この中に宇治市も入っているという理解でよいか。5番は今回の諮問案件だが、6番の事前登録型本人通知制度についても導入、または改正を考えているということか。

(実施機関) 本市では、事前登録型本人通知制度はまだ未導入だが、並行して導入を考えている。

(委員) 4ページのフロー図について、一番下の欄に「本人通知」と「本人通知(概要)」とあるが、どう違うのか。また、一番左の「発行団体(照会)」のところで、資料には記載がないが、不正ではなかった場合は通知しないということか。

(事務局) そうである。

(実施機関) 「本人通知(概要)」の場合、不正請求を行った者の氏名や所在地を伏せ、事件の概要等の事実関係だけを通知しようと考えている。不正請求である場合は、職務上請求者の所在地や事務所名も通知する。

(委員) 「本人通知(概要)」の場合、通知後にその通知を受けた方が市役所に照会をした場合はどうなるのか。

(事務局) 個人情報の開示請求をすることができる。その場合、個人情報保護条例の不開示情報の中で判断することとなり、結論は明確には言えない。過去の事例では、職務上請求は、プライバシーの情報ではなくあくまで業としての請求なので、開示されているケースがある。開示請求の機会を確保するという意味での概要通知である。

(委員) 職務上請求で開示されたケースでは、職務上請求をした資格者とその住所等を開示したということだが、請求理由の部分についてはどうなるのか。

(事務局) 開示請求があった場合は、理由欄も開示しているケースが多い。

(委員) その部分は、依頼者のプライバシーが出てくる場合がある。

(事務局) 過去の開示例では、依頼者の氏名は伏せている。

(委員) 3ページの4番で、不正取得の蓋然性が高い職務上請求書の事例として、「国や都道府県から通知」とあるが、通知はどのような形で来るのか。

(実施機関) 行政書士の事例だが、東京行政書士会から東京都に上げられ、東京都から京都府を通じて、各市町村に下りてきた。司法書士の場合、発行団体から法務局に上がり、管轄の法務局を通じて市町村に下りてくる。

(委員) その場合、「 番の職務上請求書」という形で通知が来るのか。

(実施機関) 「 番から 番までの職務上請求書に対しては発行しないでください。」や、「発行した場合はご連絡ください。」という形で来る。

(委員) 通知のある番号は、弁護士や司法書士のそれぞれの登録番号か。

(実施機関) 職務上請求書の発行番号である。

(委員) 職務上請求書に個別に番号が振られているのか。

(委員) 職務上請求書は一冊ごとに同じ番号になっているのか。

(事務局) 発行団体ごとに取扱いが異なるようである。司法書士会と行政書士会では、1枚ごとに異なる番号が付いている。この番号からこの番号までが不正請求の可能性が

高い、というものについて通知が来る。

(委員) 大元のきっかけは、不正取得された疑いのある方が、司法書士会や弁護士会、あるいは法務局その他に申出をし、調査があり、そしてわかるということか。

(実施機関) きっかけは、平成23年11月に愛知県警の捜査員の戸籍謄本が取得されたことが事件で発覚したことである。その元をたどると、司法書士が職務上請求書を不正に使用し、全国で約2万件を商売のために取得していたことが発覚した。

(事務局) 何かしら事件があり、不正取得に使用した請求書と同時に使用した請求書を特定し、注意喚起が行われるようである。

(実施機関) 行政書士の場合、職務上請求書は手元に2冊しか持てない。複写になっており、使用すれば必ず発行団体が確認の上で新しい職務上請求書の冊子をもらうことになっている。その一連の番号の概ね100番程が同時に取得した可能性が高い、として通知が来る。

(委員) その番号の請求書を探すのも大変である。

(委員) 受け付けた記録のデータベース化はしていないのか。

(実施機関) 請求書はデータベース化しておらず、その都度手作業で探している。

(委員) 1日でどれぐらいの量があるのか。

(実施機関) こうしたケースは郵送で請求が来る。1日に20件から30件である。

(委員) 今回拡大する部分は、「不正取得とみなすことが相当と認められること」という枠組みを作っている。この枠組みは、宇治市が不正取得と認めたのではなく、不正取得とみなすことが相当と認めている場合であり、少し距離を置いたような規定だが、何か意味があるのか。

(実施機関) 裁判での確定までは至っていないが、それと同等と思われるものに対して、回答書等を求め、判断する。被取得者を守る意味でも大切だと思う。

(委員) 「不正取得とみなす」と端的に言わず、「みなすことが相当と認められる」としているのは何故か。

(実施機関) 他市の要領等を参考とし、条文を引用している。

(委員) 実質的な理由としてはどのように考えればよいか。裁判で確定している訳ではないので、行政機関が不正取得とみなすと断定することは難しく、諸般の事情が積み重なって不正取得と考えてもおかしくないであろうということだと理解しているが、どうか。

(事務局) 裁判では確定しておらず、周辺の状況証拠等を固めて判断するので、みなすや確定とまでは言えないため、そのような表現としている。

4 審議

(1) 事務局より、答申案について説明が行われた。

(2) 答申案の検討

(会長職務代理者) 今の説明について、ご意見をいただきたい。4ページのフロー図では、

請求者に照会をかけ、回答なしの場合、不正である蓋然性が極めて高いと判断し、被取得者に不正請求の可能性が高いと通知する。回答しないと不正だという評価を受けることとなり、事実上の回答義務が生じることとなる。一般的には、法律上の根拠がない限り、回答する義務はないはずである。今回は、回答しなければ一定の不利益を受ける扱いにする訳だが、それで良いのか。

(事務局) 国や府からの通知、あるいは裁判の中で、不正取得の蓋然性が高いものに絞った上で手続を行うので、本人にお知らせしていく必要性が高いものと考えている。法律上の回答義務のないものに、このような通知をしてもよいのかという点は確かにあるが、このような仕組みを設けない限り、被取得者の利益が守られにくい状況が出て来る。疎明資料の提出を求めると、期限までに回答がない場合には「不正取得の蓋然性が高いものと認め、被取得者に対して通知する」という予告文を入れる形で対応していきたい。

(委員) 12ページが交付請求者に対して、13ページが所属団体に対しての照会文書である。いずれも一定の期限までに回答してください、回答しなければ通知します、と回答の督促をしている。

(委員) 一般市民の立場からすると、宇治市がこの通知をしていただけると安心である。宇治市が、自分の情報を少しでも守ろうと考えてくれていることがわかる。

(委員) 職務上で権限が与えられている者に客観的に疑惑が生じている状況なので、弁明はしなければならないだろう。一般市民に、照会に対し回答しなければならないという義務が課せられる訳ではない。特殊な事情があるということを前提にすれば、ぎりぎり大丈夫であろう。

(委員) 職務上のことなので、取扱いは厳格にするよう言われているはずである。

(委員) 送達は、書留で行うのか。

(事務局) 到着の確認が出来る形で送付する予定である。

(委員) 4ページのフロー図で、「未送達」という表現になっているが、正しくは「未到達」である。

(委員) 例えば、職務上請求書を他人に偽造されたり、盗まれたりして不正取得が疑われているが、自身で使用したものは適正に行っているケースも考えられる。そのような場合に、不正取得でない理由や疎明資料の添付は、どのようなものを想定しているのか。52ページ(他市実施要領の中の疎明記載例)では、誰から依頼を受けたかがわかる契約書や、依頼者の戸籍謄本を疎明資料として出すような例示があるが、守秘義務上できないと思う。バランスをどう取るかだが、職務上請求の内容については、照会を受けた側としては出せないし、宇治市としても、それが正当かどうか判断できないのではないかと思う。むしろ、発行団体に正規に発行された番号であるか確認した方がはっきりするのではないか。法務局や都道府県から通知が来る時点で、その番号についてはかなり不正取得の可能性が高いということだと思うが、その番号が本当にすべて不正かどうかはわからない。

(委員) 例えば、ある司法書士が一定期間に使った職務上請求書が30件あったとして、本当に疑わしいものが10件あり、あと20件はどうかということである。一連のもので一定の時期だと、灰色扱いで請求者本人に照会が来る。52ページの回答例は、いずれも請求書の内容に関わる話で、弁護士や司法書士の職務上の守秘義務の問題があり、どこまで書かせるのが難しい。また、契約書のコピーを提出されたとしても、それが正当かどうか判断できるのか疑問である。

(事務局) 記載内容が本当に正しいのかの判断は、担当課も難しいと言っている。その判断は非常に慎重にしなければならない。請求者が不正だったと認めた場合は問題ないが、判断しきれない場合については発行団体に照会をかける仕組みを設けており、その中で正当なのか、不正なのか又は単に疑いありなのかをもう一度3つに分け判断する。

(委員) 4ページのフロー図の一番右側の「判断」についてだが、不正と判断して即座に本人通知をするというのは、どのような場面を想定しているのか。

(事務局) 最もわかりやすいのは、請求者本人が回答書の中で不正を認めた場合である。

(委員) 35ページの京都府資料(3)に違法性と被取得者への通知の考え方がある。職務上請求書が真正なものであり、かつ目的も不正ではない場合は適法なので、もちろん通知しない。そこから3パターンあり、一番わかりやすいものは、一番下にある、職務上請求書自体を偽造・変造し、かつ、目的も不正であるもので、明らかに通知の対象となる。その上にある、形式は不正だが中身は不正目的と言にくい場合であっても、偽造・変造したものを使って請求した場合はやはり不正請求であり、通知の対象となる。その上は、職務上請求書は真正なものを使い請求しているが、不正目的で取得したということが明らかになれば、やはり通知の対象となる。一番判断が難しいのは、この真正な請求書を使って形式的には問題にならないが、中身・目的が不正だった場合である。黒だと言うのが難しいだけでなく、灰色と言うのも実際は難しい。先ほどからの説明であったケースは、一番下の、不正な目的で、不正な形で偽造して大量請求されたケースであり、今回想定している一番典型的なケースである。この場合、請求者が全く回答してこない可能性が高い、また、回答してきたとしても、よくわからないことが書かれていて弁明になっていないようなことが考えられ、相当の黒又は灰色の状態での通知することとなる。

(委員) 今回の争点は、形式的には問題ないが、実質が違法だということも含むのか。

(事務局) 制度としては含んでいる。ただ、実際に起こっていることは、35ページの一番下のケースなので、まずこれは対応できるだろうと考えている。

(委員) 35ページの一番下のケースは形式的にも最もわかりやすく、行政の判断がぶれることはそれほどないと思う。

例えば、損害賠償請求の仮差押えのために必要があるという理由で住民票を取得したところ、被取得者に通知されると、肝心の財産が隠されてしまい、依頼者の利益が実現できない可能性がある。実際はタイムラグがあるのでそれほど問題にはならないとは思うが、そのようなバランスもある。

(委員) 35ページの図で言うと、最も難しいのは、職務上請求書としては真正であるが、使い方やその内容が怪しいケースである。私が考えているのは、当事者間の紛争がすでにあり、一方に付いている弁護士や司法書士のやり方が気に入らないため、色々申立てをした中で、不正取得されたという申立てが出てくるケースである。実体法上の紛争の問題であり、判断しかねるため通知しない、という結果になる可能性が非常に高いと思う。

(委員) この場合、不正取得とみなすことが相当とするのは難しい。

(委員) 弁明しろと言われても、弁明するのも難しい。

(委員) 52ページの回答例だが、このような回答は誰も出さないのではないか。

(委員) 例えば、尋常でないと思われる多数の請求を一度にしているケースであれば、回答が出て来るかもしれない。一定地域で土地を取得しようとしている場合、登記簿を見ても現実とずれがあるため所有者がわからないときに、登記簿名義人の戸籍謄本を取り、今実際に相続が起こっているかを確認せざるを得ない。すると、一定地域の地権者について、すべて調査のため請求することがあり得る。このような場合、回答書では、一定地域の地権者の確認をするために必要だから、と書いてくるのではないか。そうであっても、契約の内容までは書かないと思う。

(事務局) 回答書や疎明資料の判断の仕方は、市としても今後制度を作っていく中で考えていかなければならない。担当課にも伝達する。

(委員) 実際には市民課で判断するのか。

(事務局) 事務の担当は市民課なので、そのようになる。

(委員) 市民課単独で判断できるか微妙なケースも出て来ると思う。そのときは、広報課も相談にのって、慎重に判断するようにお願いしたい。

(事務局) しっかり連携を取っていきたい。

(会長職務代理者) 他に質問や意見はないか。

(委員) 4ページ一番左側の「本人通知(概要)」だが、個人情報の開示請求が出来ることは書かないのか。

(事務局) 具体的にどのような概要通知をするかまでは、まだ決まっていないと思う。少なくとも、概ねの日付と不正請求と疑われる事象であなたの戸籍謄本等が取得されたということは通知させていただく。説明の中では、開示請求の話も出て来ると思う。

(会長職務代理者) それでは、「戸籍謄本等の不正取得にかかる本人告知事業」における個人情報の取扱いについての答申を行う。事務局から提案された答申案(1)の例外類型事項15番を、現在の「不正取得があったことが裁判上確定した場合」から拡張し、又は以降の文章を付け加える。「又は、裁判上確定していないが不正取得とみなすことが相当と認められる場合」を追加する。運用については、先ほどの議論を踏まえて慎重にさせていただく。

5 審議事項 防犯カメラ設置における個人情報の取扱いについて

(1) 概要説明（事務局）

事務局より、資料に沿って諮問理由等の審議事項の概要説明を行った。

(2) 説明（実施機関）

実施機関より、資料に沿って防犯カメラ設置における個人情報の取扱いについて説明が行われた。

(3) 質疑応答

（会長職務代理者） 実施機関からの説明について、何か質問はあるか。京都府のガイドラインは平成18年2月で、約7年前に策定されている。かつ、防犯カメラの設置は、既に様々な場所で行われていると思うが、なぜ今問題にするのか。

（実施機関） 犯罪件数自体は下がってきているが、一般市民にとって身近な犯罪が多発し、体感治安として犯罪に巻き込まれる恐れがあると感じている方がかなりいる。これは京都府警のアンケート結果から見て取れる。また、近隣自治体の城陽市や京田辺市などで、市が直接防犯カメラを設置する動きもある。そのような中で、宇治市としても設置に向けての取組を進めている。先ほどのアンケートでは、路上や駐車場で犯罪、ひったくりや車上狙い、自転車の盗難といった場合に、どのような対策を取った方が良いかという質問をすると、1位が警察のパトロール、2位が防犯カメラの設置である。また、防犯カメラの必要性について、必要性を感じる又はある程度は必要性を感じる方が9割以上である。また、犯罪防止に効果的であるから付ける必要があるという回答がされている。よって、今このような形で取組を進めている。

（委員） 現在、宇治市が主体となって設置されている防犯カメラはないのか。

（実施機関） 街頭で設置しているところはない。

（委員） それをする前提で今回諮問をしたのか。

（実施機関） そうである。

（委員） 2ページの設置目的で、宇治市管内の刑法犯の認知件数は2,385件だが、今回の防犯カメラ設置は、基本的には車上狙いや部品狙い、ひったくりなどの身近な犯罪を防止するためという認識で良いか。

（実施機関） ひったくりなどの街頭犯罪の抑止になるのではないかと考えている。

（委員） その刑法犯の立件数のうち、車上狙いやひったくりなどの街頭犯罪の件数は管内ではどれくらいなのか。

（実施機関） 全体で平成24年度が2,385件、その前年度が2,542件である。車上狙いについては、平成24年度が274件であり、前年度が134件であるので、140件程度増加している。部品狙いについては、平成24年度が146件で、前年度が111件であり、35件増加している。ただ、ひったくりについては、平成24年度が50件で、前年度は79件であり、若干は減っているが、車上狙いや部品狙いは大幅に増加している。全体の数値としては、増加している項目は少ないが、車上狙いや部品狙いの部分の増加が目立っている。

（委員） 諮問の一番の目的は、設置目的よりも、画像の管理・運用の問題だと思う。

現実に誰が画像に携わるのか。漏えいなどの防止策が大事だと思う。一般の方は、設置目的は良いが、画像のことを考えると反対だという人が多い。

(委員) もし設置するとすれば、市営駐輪場などか。

(実施機関) 市営駐輪場などの施設ではなく、公道上を映すようなイメージをしている。

(委員) 駐車場や駐輪場などの市営施設ではなく、本当に街頭に設置するということか。

(実施機関) そうである。

(委員) 予算の関係もあり、一度に沢山付けることでは無いと思うが、どれくらいの数を考えているのか。

(実施機関) 今後予算化の必要があるが、数的には非常に少ない。1台か2台から始めて、効果があるかどうかも含めて検証が必要である。一度に何十台も設置するものではない。

(委員) 最初は試行するということである。

(委員) 画像はそのカメラの中に保存するのか。別のところへ転送するのか。

(実施機関) モニターで監視できる物や、複数のカメラを転送して一箇所でも保存できる物など色々あるが、予算の関係もあり、カメラとその近くに設置したハードディスクですべて保存する一体型のようなイメージを持っている。画像を転送して監視することまでは考えていない。

(委員) 例えば、防犯カメラに映っている範囲の近くで、現に犯罪が起こった。設置することで抑止効果を狙うのは勿論であるが、撮った映像を実際に使うとなると、替わりのカメラに替えるのか分からないが、記録を一旦止めざるを得ない。そして、市が直接使うのではなく、警察から刑事問題について映っている可能性があるので見せよという請求があった場合に対応するということが。

(実施機関) 市はあくまで犯罪の抑止という目的で設置している。たまたま犯罪等があり、捜査上どうしても必要がある場合等には、求めがあれば提供という形になると思う。その時は、一旦記録を止めたり、記録媒体を取り替えたりなどして提供することとなる。通常ではそのようなこと無く安全に管理し、携われる者も非常に限定していく形で考えている。基本的には、1週間経てば上書きされて消えていくようなイメージである。

(委員) 逆に心配でもある。要綱(案)第6条(P6)では、概ね7日間で順次上書きしていくこととなる。何も起こらなければ良いが、仮に撮影を一旦止めた場合には、7日間経ったからと言って、本当に使う必要がある画像まで消してはいけない。不正使用や加工してはいけないという点は厳格で構わない。しかし、あまり厳格にすると、近くで犯罪が起き、捜査が開始して、しばらく経ってから提供の要請があったが、すでに画像は消えていることになると、役に立つのかという話になる。抑止的效果なのであまり考える必要は無いのかもしれないが。

(実施機関) そのような場合は、第6条第3項ただし書で、「市長が特に必要と認めた場合」の規定により画像の複製が許容されるので、ここでの対応を想定している。

(委員) 第8条で、利用・提供は制限する。

- (委員) 弁護士会からの照会で7日以内というのは、通常は考えられないので、全部消えてしまっている。
- (実施機関) あくまで犯罪抑止が主目的であり、残すことは目的では無い。それはやむを得ないかと思う。
- (実施機関) 他の規程も参考にしながら、また見直しもしていく。
- (委員) その点は運用で、撮影範囲の近隣で事件や事故があった場合は、市長の判断によって一旦保存しておくこととなる。1台や2台なら良いが、数百台になれば管理が出来なくなる。
- (委員) 7日間というのは、機械の性能からなのか。
- (実施機関) 他の自治体を参考にしたのだが、概ね7日間が多い。
- (委員) 今まででは技術的に7日間程度だったかもしれないが、将来的には伸びる可能性がある。
- (実施機関) 個人情報なので、長期間データを保存しておくのはどうかという面もある。主目的はあくまで犯罪抑止なので、あまり長期間残しておく必要も無いと考えている。
- (委員) 第8条の提供の方法は、どのような形を想定しているのか。第6条では複製してはならないと規定している。一方で、第8条では提供してはならないとあるが、1号から3号に該当する場合は提供することとなる。
- (実施機関) 記憶媒体に複写するなどして提供することになると思う。具体的には機器の性能や方法にもよるが、例えば、ハードディスクのある一定時間の部分だけを取り出し、媒体にコピーして渡す形になると思う。
- (委員) 閲覧のような場合も考えられなくは無い。それであれば、現物を再生すれば良く、コピーしなくて済む。
- (委員) 提供について、本人の同意がある場合または本人へ提供する場合とある。1人だけ映っているのであれば問題は無いが、恐らくそのようなことは無いのではないか。
- (委員) 設置場所が不特定多数の人が往来するところであり、いろんな人が映っている。そもそも誰が映っているのかが分からない。本人の同意を取るのとは不可能だろう。
- (委員) 理屈はそうであるが、少し難しい。
- (委員) 提供は、1号の法令に基づく場合や、2号のやむを得ない場合などに限られる。
- (委員) アンケートはどのような方法で取ったのか。
- (実施機関) 平成25年の6月に、京都府の運転免許試験場の他8箇所の講習会場で取られたもので、回答者が1,957名、内男性945名、女性1,000名である。免許試験場なので、成人で免許を持っている方というある程度限定されたものであるが、それなりの人数である。府警本部のアンケート実施結果である。
- (委員) 宇治市がした訳では無い。
- (委員) 先ほど体感治安が、という話があったが、質問の仕方にもよる。
- (実施機関) アンケート実施結果はホームページにも出ている資料で、直接確認できる。事

務局にも資料を渡しておく。

(委員) 第9条に苦情処理の条文があるが、どのようなケースを想定しているのか。

(実施機関) あまり具体的な想定はないが、府のガイドラインの項目に沿って挙げた。

(委員) 設置場所については地域の理解が得られるところと言っていたが、市民の声をどのように受けていくのか。犯罪抑止という面はあるが、一方で常に監視されていたり、撮影されているのは気分が悪いという人もいる。今後、パブリックコメントや具体的な設置場所に関して地域にアンケートなどを行う予定はあるか。

(実施機関) 全市的な市民の意見という意味では、パブリックコメントや広報課の市政モニターアンケートのような方法で分かると思う。しかし、個別具体的に設置していく段階では、設置地域の方の意識がどうかということがあり、アンケートがそのまま参考になるかは別問題となる。設置地域の方のご理解を得ることが大前提になるため、まずは設置したいと思っている地域に話を持ちかけ、そこが駄目だという話になれば、また違う地域を検討する。

(委員) 例えば、自治会などを通してということか。

(実施機関) そうなるだろう。

(委員) プライバシーの観点からは、保管や管理者という部分が非常に重要であると思う。第4条に管理責任者、第5条に保管の規定があるが、実際に設置する場合にはどのような形で管理するのか。

(実施機関) 一体型の物になるので、どこかに情報を転送したり、常に監視する訳ではなく、また、一般的に他の者が触れることはないと思っている。本体にも施錠等の安全対策を図り、高い場所に設置する予定である。情報の提供も、要綱に基づいた方法で提供していく。

(委員) 映像は何かあったときだけで無く、通常でも誰かがずっと見るのか。

(実施機関) 通常見るつもりはまったく無い。もし何かあった場合に、どうしても複写する必要がある場合に確認するくらいである。

(会長職務代理者) その前提としてチェックをする必要はある。他に何かあるか。なければ、担当課の説明は以上とする。

6 審議

(1) 事務局より、答申案について説明が行われた。

(2) 答申案の検討

(会長職務代理者) 今の説明について何か質問はあるか。例外を列挙する中である種の条件に当たる部分を細かに書き込んでおくというのが(1)で、その部分を3行だけにまとめて実施要項案のような形で別紙に定めるとというのが(2)である。勿論、選択肢としてはその他もある。以上の2案のどちらかを選ぶか。修正を加えるか。そもそも設置してはいけないということであれば、不承認になる。ご意見をいただきたい。

(委員) 類型なので、実際にカメラの設置場所の決定や、カメラ設置についての個別承

認では無いということか。

(事務局) そうである。宇治市の従前のスタイルでは、パターンを以って、基準を示す上で類型として承認いただく形を取っている。

(委員) どこに設置したかはこの審議会の報告事項に入ってくるのか。

(事務局) 個人情報保護条例では、具体的な設置場所を報告しなければならないといったことを読める部分は、特段無い。これからの運用の中で考えていきたい。

(委員) 仮に(2)のような答申になると、実際の管理・運用に関しては、もう少し細かなルール集のようなものをおそらく別途付ける。

(事務局) (2)は、細かいルールを実施機関に委ねるイメージの案として作成している。勿論、第3の案として、類型には書ききれないので、審議会の意見をもう少し詳しく書いたものを付け、そちらも見ながらというやり方も考えられる。

(委員) 仮にこの答申を何らかの形で認めることとなったとして、実際に設置する時の手続・段取りは、どこがどのように決めるのか。

(事務局) 実際の手続に関して、具体的な手順はまだはっきりと決まっていない。ただ、犯罪多発地帯であるとか、地域のご理解を得られる場所であるとか、住宅街の特定の人ばかりが映るようなプライバシーの高い場所ではなく、不特定多数の方の往来がある場所など、一定の条件を満たす場所を調査して決定していくと思う。その中で、捜査機関である警察との協議や地元との調整などが行われて決定していく。ただ、その判断は担当課で行い、これからどのように決めていくのかを検討する。

(委員) それらを決定する中で、個人情報の保護の観点から、場合によってはこの審議会が多少関与するということはあるか。

(事務局) そうということである。

(委員) そこまではいらぬということもあり得る。福岡県の答申を参考とした(1)では、ある程度類型に条件を加えているので、この審議会としては特に何かをやるべきことは無く、個別事情については、場合によっては参考として報告されるに留まる。(2)であれば、先ほど事務局が言ったように、この審議会の在り方自体も少しバラエティがある感じになる。しかし、いずれにしても1件設置するごとにこの審議会で何かするというのでは無い。

(事務局) 個別の場所の特徴は、個人情報保護審議会では中々分からない面がある。

(委員) そうである。

(委員) 担当課レベルで、行政的に決めるのか。条例等の形で何かすることは予定しているか。

(事務局) 条例作成は、現段階では予定されていない。まず行政的に決定していく。

(委員) 運用要綱や管理要綱などのレベルである。内部での標準的なルールや基準となるルールである。

(委員) 答申案(1)のただし書(2)では、操作を行う者を「必要最小限」としていて、(4)では「必要な措置」を講じることとなっているが、この部分は行政が決定する

ことになる。個人情報保護の観点から、どれくらいの期間データを保存するかや、個人情報が普段どのような使われ方をするのかなどを、どこまで具体的に審議して答申に書き込めば良いのか。

(委員) どこまで書いて良いのか。ある程度委任するにしても、その基準をどうすべきかなどがあり得る。すべて個別審査することは無理かもしれない。行政や自治会等が必要だと思えば、設置することとなる。

(委員) 全権委任についてはあまりこだわらないが、これで良いのかというはある。

(委員) 個人情報の保護は、それがよく分からない一般市民にとって大事なものだと思う。(1)案では、上位である条例の例外類型に基準がきちんと記載され、(2)案では、条例の下位となる運用で基準を定めることになる。上位の条例で規定していただくと、少し安心である。

(委員) (2)案では、運用細則は実施機関の内部で決める訳であり、外部から直接分かる訳ではない。それに対して、(1)案はかなり抽象的ではあるが、注意事項ははっきりする。

(委員) 実際どこに設置するかは難しい。暗い夜道は危ないかもしれないが、通行量が少ないのに必要なのかということにもなるかもしれない。イメージとしては、駅周辺の人通りは多いが、少し陰になっていて、何か起こりそうな可能性が高いところ又は現に事件が起こった経験があるようなところを優先的に選ぶことになるだろう。

(会長職務代理者) 時間的な面もあり、細かな部分まで審議するにはもう少し時間がかかると思う。現段階では、(1)案の方向で検討するという意見が多いようなので、これを中心に、事務局で一旦持ち帰りにし、もう一度集まるということにしてはどうか。よって、継続審議とする。

7 その他連絡事項等について

次回は、平成26年1月7日(火)の午後2時から審議会を開催する。

8 閉会

(会長職務代理者署名)